

湖南衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

湖南衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年8月1日湖南衛生組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
第1条 湖南衛生組合議会の議長、副議長及び議員（以下それぞれ「議長」、「副議長」及び「議員」という。）の議員報酬（地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条に規定する議員報酬をいう。以下同じ。）及び費用弁償は、この条例の定めるところによる。	第1条 湖南衛生組合議会（ <u>以下「議会」という。</u> ）の議長、副議長及び議員（以下それぞれ「議長」、「副議長」及び「議員」という。）の議員報酬（地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条に規定する議員報酬をいう。以下同じ。）及び費用弁償は、この条例の定めるところによる。	字句の追加
第2条 議長、副議長及び議員の議員報酬額は <u>月額とし、次に掲げるとおりとする。</u> (1) 議長 <u>月額 35,000円</u> (2) 副議長 <u>月額 30,000円</u> (3) 議員 <u>月額 28,000円</u>	第2条 議長、副議長及び議員の議員報酬額は、 <u>議会の会議に出席した日の日額とし、次のとおりとする。</u> (1) 議長 <u>日額 11,500円</u> (2) 副議長 <u>日額 11,000円</u> (3) 議員 <u>日額 11,000円</u>	字句の改正 字句の改正 字句の改正 字句の改正
第5条 略 2 議長、副議長及び議員が死亡した場合は、 <u>当月分</u> までの議員報酬を支給する。	第5条 略 2 議長、副議長及び議員が死亡した場合は、 <u>その日</u> までの議員報酬を支給する。	字句の改正
第5条の2 <u>前3条の規定により議員報酬を受ける場合であ</u>		条の削除

<u>って、月の初日から受けるとき以外のとき又は月の末日まで受けるとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。</u> 第7条 第2条の議員報酬は、<u>当月分を当月末に支給する。</u>	第7条 第2条の議員報酬は、<u>議会の会議に出席した日の属する月の分を、当該月の末日に支給するものとする。</u> <u>2 出席実績のない日については、議員報酬を支給しない。</u>	字句の改正 項の追加
--	---	--------------------------

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、令和〇年〇月1日から適用する。（*議決のある直近の日付）

(提案理由)

湖南衛生組合の議会は、年2回、各2時間未満の会議が開催されるのみであり、議員の職務は實際上、この会議への出席に尽きる。にもかかわらず、現行の議員報酬は月額制（議長35,000円、副議長30,000円、議員28,000円）であり、平成13年度の改正（平成14年1月1日施行）以来、20年以上据え置かれている。

この間、組合の事業規模は、ピーク時の処理能力609kL/日から現在の7.0kL/日へ約100分の1に縮小し、し尿搬入量もピーク時の約1000分の7（0.7%）に減少した。会議の実態も事業規模も、月額報酬を支払う前提は既に失われている。

また、報酬改定のタイミングは小平・村山・大和衛生組合（小村大）に合わせているという話もあるため、報酬額を比較すると、現在の小村大の報酬は議長18,000円（月額）であり、当組合（議長35,000円）は約2倍の水準にある。し尿処理を担う他の一部事務組合との比較においても、当組合の報酬水準が事業実態に対して過大であることは明らかである。

なお、本組合では既に監査委員の報酬を日額制で定めており、日額制の採用には本組合内に前例がある。

このため、議員報酬を、実際の会議出席1回につき半日（4時間）相当の日額を支給する日額制に改め、その額を、組合施設の所在地であり構成市でもある武蔵村山市の審議会等の委員報酬（会長11,500円、委員11,000円）を基準として、議長11,500円、副議長11,000円、議員11,000円とするものである。なお、議会に出席しなかった場合は、日額報酬を支給しない。

よって、本案を提出する。